

困った
なあ～



この春から大学生や社会人になる方も多いでしょう。希望に胸膨らむ時期ですが、一人暮らしを始めたり人間関係が広がることで、トラブルに巻き込まれる場合もあります。今回は、若者に多いトラブルをご紹介します。

事例1 いきなりアダルトサイトに登録？
アダルトサイト利用料の不当請求
パソコンのインターネットで動画を検索中、いきなり年齢確認画面が出た。18歳以上のところをクリックしたら、アダルトサイトに会員登録になり、**98,000円を請求**された。利用規約に同意した覚えもない。

アドバイス

ワンクリック請求と呼ばれる手口です。契約は成立していないので、支払う必要はありません。業者に連絡せず、個人情報を絶対に知らせないように。また、IPアドレスから住所・氏名が知られることはありません。

事例2 高額なポイント代が発生！！
出会い系サイトのトラブル
携帯電話の懸賞サイトに登録したら、出会い系サイトからメールがたくさん届くようになった。その中の一人から「**会いたい**」「**お金をあげる**」とメールが届き、クレジットカードでポイントを購入しメール交換したら、高額な請求で支払えない。

アドバイス

メールを交換しても「会えなかった」「お金をもらえなかった」という相談が増えています。また、サクラの存在も疑われます。いったん支払ったお金は取り戻すことが困難です。注意しましょう。

事例3 サービス内容に不満、やめたい！
継続的サービスのトラブル
エステ無料体験の雑誌広告を見て、店に向いたところ、「このコースを体験したら、もっときれいになるよ」と勧められ、契約した。しかし、**サービス内容がよくないので解約**を申し出たら、クーリングオフはできないと言われた。

アドバイス

長期間にわたってサービスを提供するエステティックサービス等はクーリングオフ期間が過ぎていても一定の条件で中途解約することが可能です。解約手数料は上限があります。また、解約理由は問われません。

事例4 儲かるって聞いたのに・・・
マルチ商法のトラブル
大学の先輩から「いい話がある」と誘われ、説明会に参加。「**簡単に月100万円儲かる**」と説明された。はじめに健康食品を買って会員になり、新しい会員を勧誘して健康食品を売るとマージンが入るといふ仕組みだ。しつこく誘われ契約したが、会員を増やせず支払いだけが残った。

アドバイス

簡単に儲かる話などありません。友人、知人、親類等を強引に勧誘することで人間関係を損なう恐れがあります。いつでも中途解約できますが、商品や仕組みが理解できない場合にはきっぱりと断りましょう。

契約は慎重に！

日頃から、新聞やニュース等を見て情報に敏感になりましょう。また、賃貸契約でもトラブルが発生しやすい時期です。何かを契約するときに「おかしいな」と感じたり、「だまされた」と思ったら、消費者センターにご相談ください。

一人で悩まず、消費者センターにご相談ください 秘密は厳守されます

越前市消費者センター 相談日時/平日：午前8時30分～午後5時

☎22-3773